



仮想通貨に関する 税務上の取り扱いについて

UHY Tax ニュースレター / 2018年12月

平成30年11月に仮想通貨に関する税務上の取り扱いについて、国税庁から以下の内容が示された。なお、ここでは示された内容の中から重要なものを抽出した。

1. 所得税・法人税関係

- (1) 仮想通貨同士の交換を行った場合、売却して購入したように処理する。差額が収益となれば事業所得あるいは雑所得となる。
- (2) 仮想通貨の分裂(分岐)により新たに誕生した仮想通貨を取得した場合、課税対象となる所得は生じない。
- (3) 仮想通貨をマイニングにより取得した場合は、事業所得又は雑所得として課税対象になる。

2. 所得税関係

- (1) 仮想通貨取引で生じた利益は、所得税法、雑所得になる。ただし、仮想通貨取引自体が事業と認められる場合、事業所得になる。
- (2) 仮想通貨の購入価額や売却価額がわからない場合は仮想通貨取引業者に年間取引報告書の交付を申し込む。ただし、外国の仮想通貨取引所の場合などで年間取引報告書が入手できない場合は、銀行の入出金状況から購入額、売却額を確認する。あるいは仮想通貨取引履歴、及び仮想通貨相場などを利用して購入額、売却額を確認する。
- (3) 個人が仮想通貨取引で損失を計上した時、他の所得と通算することは、仮想通貨利益が雑所得に該当するため所得の通算ができない。
- (4) 仮想通貨の証拠金取引は、外国為替証拠金取引と異なり申告分離課税の対象とはならない。
- (5) 年間取引報告書を活用した総平均法による仮想通貨の所得金額の計算は、国税庁のサイトから無料で入手できる。

3. 消費税関係

- (1) 国内の仮想通貨交換業者を通じた仮想通貨の譲渡には消費税は課されない。

4. 相続税・贈与税関係

- (1) 被相続人から仮想通貨を相続し若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税の課税対象になる。

5. 法定調書関係

- (1) 国内外の仮想通貨取引所に仮想通貨を保有している時、仮想通貨は財産債務調書の対象になる。
- (2) 国外の仮想通貨取引所に仮想通貨を保有している場合、国外財産調書の対象にはならない。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

